

**「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」等の一部改正（案）に関するパブリックコメント
の概要及び本協会の考え方**

令和 6 年 10 月 31 日
第二種金融商品取引業協会

本協会では、「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」等の一部改正（案）について、令和 6 年 7 月 11 日から同月 31 日までの間、広く意見の募集を行いました。

この間に寄せられたご意見・ご質問（延べ 5 件、2 の法人）及びそれらに対する本協会の考え方は、次のとおりです。

なお、「電募規則」は「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」、「電募細則」は『「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」に関する細則」、「事業型ファンド規則」は「事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則」を指しますので、念のため、申し添えます。

No.	該当箇所	コメントの概要	本協会の考え方
1	電募規則第 7 条	訪問又は電話による勧誘規制について、2024 年 7 月 2 日付け「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ報告書 ―プロダクトガバナンスの確立等に向けて―」のⅢの 2. (2)において、「法人の特定投資家に対する勧誘まで電磁的方法に制限する必要性は必ずしも高くないと考えられることから、投資型 CF において、第一種・第二種金融商品取引業者による法人の特定投資家に対する勧誘については、電磁的方法以外の方法（電話・訪問等）を可能とすることが考えられる」と記載されていることを踏まえ、法人の特定投資家への制限の緩和を早期に措置いただきたい。	2024 年 7 月 2 日付け「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ報告書」の内容を踏まえて、今後、検討を行う予定です。
2	電募規則第 24 条	「第 1 項のみなし有価証券の発行価額の総額が 5 億円以上である場合」の判断にあたっては、出資対象事業を同じくするみなし有価証券を複数回にわたり発行する場合、発行価額の総額は発行ごとに個別に判断されるという理解でよいか確認したい。例えば、既に発行され	発行価額の総額が 5 億円以上となるかは、原則として、個々の有価証券（商品）ごとに判断されますが、複数の有価証券の発行が外部監査要件を潜脱するためのもので、実態として一の有価証券と認められる場合に

No.	該当箇所	コメントの概要	本協会の考え方
		たAファンド（発行価額2億円）、Bファンド（発行価額2億円）があり、これらと出資対象事業を同じくするCファンド（発行予定価額2億円）について金商法第2条第2項第7号から第9号までに掲げる行為をしようとする場合、本項に基づく外部監査の対象とならず、確認義務は課せられないという理解でよいのか。	は、これらの総額をもって外部監査要件を判断する必要があると考えられます。 なお、外部監査要件を潜脱するためのものであるかは、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられます。
3	電募規則・別表2第3項	当初の貸付先として1社ないし数社が決定しているものの、反復継続して複数の貸付先へ貸付けを行うことを予定している場合は、「反復継続して多数の貸付先への貸付けが予定されている場合」に含まれるという理解でよいのか確認したい。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、基本的に、貸付先が複数というだけでは、必ずしも「多数」と評価し得ないと考えられます。
4	電募細則・別表2第3項	「リスク分散措置が講じられてるものに限る」を、「リスク分散措置が講じられているものに限る」に修正いただきたい。	ご指摘を受け、修正いたします。
5	事業型ファンド規則	事業型ファンド規則の改正について、電募規則と同様、施行日以降に募集を開始したものから適用されるようにしていただきたい。	ご意見を踏まえて、付則において、施行日以降に募集を開始したファンドが対象となるよう修正いたします。

以 上